平成２３年（フ）第１８０３号
神奈川県藤沢市善行団地７番７―206号
債務者　平田　　力
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９号
長崎県諫早市城見町３番11号
債務者　山下みさ子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
長野県木曽郡上松町栄町３丁目15番地
債務者　依馬　敏夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４０号
長野県木曽郡上松町栄町３丁目15番地
債務者　依馬　俊子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６４号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南１丁目２番地12
債務者　久保田真理恵（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月10日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４０６０号
札幌市西区宮の沢490番地87、住民票上の住所札幌市西区発寒12条１丁目１番15―1103号
倉谷方
債務者　松山　　武
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　崇之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７号
福井市安原町第８号22番地
債務者　吉田さとみ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
長野県中野市大字安源寺782番地
債務者　市村　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４７号
愛知県豊川市諏訪３丁目114番地　日車社宅Ⅰ棟105号
債務者　渡辺輝彦こと　ワタナベ　フレデリコテルヒコ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４９号
愛知県蒲郡市鹿島町岡20番地11
債務者　来夢珈琲店こと　熊谷　竜也
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５０号
愛知県蒲郡市鹿島町岡20番地11
債務者　熊谷　政子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４０８８号
兵庫県尼崎市南初島町８番地の50　安田ハイツ309号、申立時の住所大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―218号
債務者　中川　利男
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６２号
大阪府守口市藤田町１丁目10番８―201号
債務者　柴工業こと　柴　　好文
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９３号
大阪市西区靱本町３丁目１番14―1201号
債務者　藤森　央樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０７号
大阪府守口市藤田町３丁目19番４号
債務者　荒木　武昭
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１１号
大阪市住吉区我孫子２丁目４番27号　ラフォーレＡ303号
債務者　中島　康夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７０号
大阪市東住吉区湯里１丁目４番16―301号
債務者　安東　淳一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部